

隠岐の島町小型旅客船等安全対策事業費補助金の概要

① 補助対象となる安全設備

・下記安全設備の導入に係る費用を補助する。

(1) 改良型救命いかだ等

1. 改良型救命いかだ等の導入
 ✓ 乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ等(改良型救命いかだ等)の導入



改良型救命いかだ等の例

(2) 業務用無線設備

2. 業務用無線設備の導入
 ✓ 周囲の複数の船舶等との連絡が可能な業務用無線設備の導入※



VHF無線電話の例

(3) 非常用位置等発信

3. 非常用位置等発信装置の導入
 ✓ 浸水時に衛星を通じて救助機関に救難信号を送るとともに、自船の位置を自動的に連絡することが可能な装置の導入



非常用位置等発信装置の例

② 補助対象事業者

(1) 隠岐の島町内に本社を置く法人又は住所地を有する事業者。

(2) 町税等の滞納がないこと。

(3) 国土交通大臣が実施する小型旅客船等安全対策事業費補助金に関する交付決定通知を受けたものであること。

(4) 隠岐の島町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない者。

③ 補助金額

・対象事業を行うために必要な経費のうち、国が実施する小型旅客船等安全対策事業費補助金の交付決定額を差し引いた対象経費の3分の2以内とする。

※ただし、補助対象事業者が実施する補助対象事業における消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除くものとする。

・補助金の上限額は下記のとおりとする。

		(1) 改良型救命いかだ等	(2) 業務用無線設備	(3) 非常用位置等発信装置
船舶定員	～16名	733千円	上限額：80千円	上限額：380千円
	17名～125名	1,000千円		